

◎ 社員が1人の行政書士法人の設立等の許容

【法令名】

行政書士法の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和元年12月4日 号外第176号 5ページ
【法令番号】	令和元年12月4日 法律第61号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日から起算して1年6月を経過した日〔令和3年6月4日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 目的の改正 法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記することとした。(第1条関係)</p> <p>2 社員が1人の行政書士法人の設立等の許容</p> <p>(一) 行政書士法人を社員1人で設立することができることとした。(第13条の3及び第13条の8第1項関係)</p> <p>(二) 行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加することとした。(新第13条の19第1項第7号関係)</p> <p>(三) 社員が1人になったことを行政書士法人の解散事由とする規定を削ることとした。(第13条の19第2項関係)</p> <p>(四) 行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができることとした。(新第13条の19の2関係)</p> <p>3 行政書士会による注意勧告に関する規定の新設</p> <p>行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。(新第17条の2関係)</p>
【改正される法令】	・行政書士法(昭和26年法律第4号)